

福島県原子力災害被災事業者事業再開等支援基金（帰還促進勘定）について

被災事業者自立支援事業費補助金（事業再開・帰還促進基金）交付要綱（20160304財地第1号）第9条第1号及び事業再開・帰還促進交付金実施要領（20160304財地第1号）第2の2に基づき、「福島県原子力災害被災事業者事業再開等支援基金（帰還促進勘定）」の基本的事項について、以下のとおり公表します。

1 基金の名称

福島県原子力災害被災事業者事業再開等支援基金（帰還促進勘定）

2 基金の額

7,200,000,000円（72億円）

3 基金の額のうち国庫補助金等相当額

7,200,000,000円（経済産業省：被災事業者自立支援事業費補助金）

4 基金事業の概要

(1) 交付対象事業

原子力災害により甚大な被害を受けた当県において、被災事業者が帰還を決断しやすい環境を整備することを目的に、地域の需要を喚起する取組に対して支援する事業

(2) 交付対象事業者

田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村の12市町村

(3) 補助率

10/10以内

5 基金事業を終了する時期

平成33年3月31日

6 定期的な見直しの時期

毎年度末

7 基金事業の目標

基金事業の実施により、12市町村内の需要を喚起し、被災事業者の事業再開並びに住民の帰還を促進する。